

令和7年度第1回京丹後市特別職報酬等審議会 会議録（要旨）

開催日時 令和7年10月31日（金）午後3時00分
開催場所 京丹後市役所1号館3階 第2委員会室
出席委員 山崎高雄委員（会長）
石田辰也委員、藤井美枝子委員（職務代理）、丸田智代子委員、道家徹司委員
欠席委員 なし
事務局 市長公室長（引野）、人事課長（佐川）、人事課長補佐（岡本）
説明者 消防長（山添）、消防本部総務課長（矢谷）、消防本部総務課総務係長（木下）
次 第
1 開会
2 委嘱通知書の交付
3 開会のあいさつ（市長）
4 審議会委員の紹介
5 事務局職員の紹介
6 会長選出及び職務代理指名
7 諮問（市長）
8 議事（審議）
9 閉会

公開又は非公開の別 公開
傍聴人の人数 0人

《要 旨》

●委嘱通知書の交付

●市長挨拶

皆さんこんにちは。

今日は京丹後市特別職報酬審議会ということで、お忙しい中お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。

また今しがたは委嘱をさせていただいたところございまして、お世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

今回の審議会は、機能別団員制度導入ということで、消防団のOBの方に入っていた

きやすくなるような、お力をお借りしやすくなるような仕組みを導入をしていきたいということでございまして、具体的には、今人口減少とかですね、或いは雇用形態が多様化しているというようなことの中で、団員の皆様の確保が、市内総じて、地域によってということでもあるかもしれませんが、濃淡あるわけですが、厳しくなっているという状況の中で、団員の確保をしっかりとしていきたいということでございます。

団員の確保が厳しくなる中でも、地域の防災力の向上だったりとか、或いは、団活動の充実ということは、今のこの災害が全国的に頻繁に確認されるような状況の中にあつての備えとしてはどうしても重要なことだということで、全体の確保が厳しくなる中であつてこういった仕組みを導入して、OBの皆さんのお力を借りやすく、そういったことをしていきたいというふうに思っているところでございます。

については、導入にあたって、その機能別団員の皆様の報酬のあり方をしっかりと定めおかねばいけないということで、今回お願いしたいというようなことでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。今日はありがとうございます。

●審議会委員紹介

●事務局職員紹介

●審議会会長及び職務代理の選出

会長	山崎高雄
職務代理	藤井美枝子

●諮問

市長 京丹後市消防団員の報酬の額に関し、下記の事項について諮問します。「1、京丹後市消防団員の報酬の額の改定等について」。諮問理由として、人口減少や就業形態の多様化により、消防団員の確保及び活動の維持が困難となる地域が増加している現状を踏まえ、消防団組織及び活動の充実を図り地域防災力の向上を目的として、新たに機能別団員制度を導入することから、機能別団員の報酬の額等について、京丹後市特別職報酬等審議会条例に基づき、審議会の意見を求めます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(市長退席)

●資料説明

事務局 諮問内容につきましては、改めて、先ほど市長の方からも、説明がございましたが改めてになりますけれども、人口減少や職業形態の多様化によりまして、消防団員の確保及び活動の維持が困難となる地域が増加しているという現状を踏まえまして、消防団組織及び活動の充実を図り、地域防災力の向上を目的といたしまして、新たに機能別団員制度を導入することになりましたので、機能別団員の報酬額等につきまして、京丹後市特別職報酬等審議会条例に基づきまして、審議会の意見を求めるというものでございます。

まず資料の1を見ていただきたいです。資料の1を見ていただきまして、委員の皆様の名簿をつけさせていただいておることをご確認をいただきたいですし、続きまして、資料2につきまして、少しご説明をさせていただきたいと思えます。資料の2をご覧いただきまして、これにつきましては、京丹後市特別職報酬等審議会条例ということで、この場をということなんですが規定をされておまして、第2条のところでございます。第2条につきましては、所掌事務という事項ということで規定をしています。「市長は、次に掲げる事項に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該事項について審議会の意見を聴くものとする。」ということでございますので、第3号で、非常勤の特別職の報酬の額とあります。ここが今回の消防団員の部分に該当してくるということになります。この消防団員の報酬の額につきましては、京丹後消防団条例というものが別にご覧いただきまして、その条例に消防団員の報酬額が規定されておりますので、この条例を変えるときには、議会に提出して議決を得ることになりますので、それに向けまして、皆様のご意見を聞かせていただくものでございます。

それから第5条につきましては、会議とありますが、第3項に「審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。」と規定されておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

以上です。

●審議（要旨）

事務局 それでは、議事に移らせていただきます。議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしく申し上げます。

会 長 それでは、進めさせていただきます。

最初に、京丹後市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、会議録の確認について委員が行うことになっております。本日の会議録の確認については、石田委員にお世話になります。よろしく申し上げます。

それでは、京丹後市消防団員の報酬の額の改定等について事務局から説明をお願いします。

●事務局より改定の概要について説明。

説明者 では改定の内容につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

(資料3から4について消防本部より概要を説明)

会 長 以上、事務局からの説明を踏まえまして、京丹後市消防団員の報酬の額の改定等に関して、質疑及びご意見をお願いいたします。ご意見、ご質問ございましたらよろしく申し上げます。

委 員 財政比較について、増員見込みが71人となっているんですけれども、この71人というのは、6町で71人でしょうか。一応見込は。

説明者 ここに71人と書いておりますのは、実は今機能別団員の導入、それからそれに伴います報酬額のことを審議していただいているのですけれども、これと合わせまして消防団条例の改正の中で、消防団員数の定数の変更も同時に進めております。現在の消防団員の定員が1,730人でございます。実員数が1,467人ということでございます。そこを鑑みまして、新たな定員として予定をしているものが1,538人を考えておりまして、この定数が通りましたら、実員数と新たな定員数の差が71人ということになりまして、そこを根拠に、71人という数字を上げさせていただいております。今回、こういった機能別団員を設けさせていただくということで、団員数が少ない、補完する分をこの機能別団員で補っていただくということで、71人をそのまま71人としております。また、これに加えまして、新たな新入団員、それから女性消防団員の入団や、そういったところも広く求めるということで、合わせまして71人としております。

委 員 今ですね、女性とお話しいただきましたので、とても私も希望が持てるなと思っております。今時代は、やっぱり男性の役割とか女性の役割はございますけれども、そういったことを考えますと、やっぱり女性団員っていうのは本当に必要なことだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

会 長 他に何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

委 員 この近隣市町との比較という部分で見ても、今回ご提示いただいている1万円と

いうのは妥当な水準だとは思いますが、そもそもこの資料の4の年間年額報酬の額というところの、この団員さんの報酬額というのも大体他の市町と同じくらいの数字になっておられるのでしょうか。勉強不足で恐縮ですけど。

説明者 基本的に国の方から示されている基準に本市の方は合わせております。全国津々浦々ありますので、それよりも高い設定されているところや、あることはあるんですけども基本的には全国基準とさせていただいたら間違いないと思います。

委員 先ほど委員さんがおっしゃったように、私も今回女性連絡協議会として出させていただいております、女性連絡協議会はこの3年間かけまして防災がテーマとなっております、本当に女性活躍の場をこういう消防団活動はもちろんのこと、地域に落とし込んで、女性の活躍の場を今模索している最中ですので、今現在女性の消防団って何人ぐらいちなみにいらっしゃるんですかね。

説明者 現在11名の方に入団というかご活躍いただいている状況でございます。

委員 すごくたくさんの方が。また次年度も新しくまたさらに増えるということではない？増やしたい？

説明者 増やしたいです。

委員 どんどんと女性の活躍の場をこうやって大きな団体、組織の中にも入っていただくし、私達、地域からも頑張っていきたいというのが女性連絡協議会の目的ですので、どうぞよろしくをお願いします。

説明者 やはり団員を確保するという観点ではですね、女性の方にも入っていただくということで、消防団、我々もですね、今、入れてきているところでありますし、また実際に入らせていただいております消防団員の方々からも、今、広報的なところをメインに活躍していただいているのですけれども、実際にそういった団員の方からも、実際に出動の方もやりたいというようなご意見もいただいております、そういったところの開拓といいますか、整理も必要なんですけれども、そういったことを含めまして、女性団員さんの募集というのも積極的に進めているところであります。

委員 ありがとうございます。それこそ本当に避難所の運営のときなんかぜひそういう女性の消防団の方と、我々女性とが、緊密にお話ができるような体制等というのが望ましいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

説明者 はい。

委員 すごくありがたいことでもありますけれど、僕は丹後町で、消防団のいない町、そういうところがあるので、本当にこれはもう早くやって欲しいなと思っております。

給料とかそんなことはもう、本当はどうでもいいんですけどね。まずはもう、町を守るっていうことが今ではちょっとできないので、ぜひこれを機に、女性消防団員であったり、消防団を増やしていただきたいなと思っております。以上です。

会 長 それでは貴重なご意見をいただきありがとうございます。

主な意見としましては、機能別団員につきまして、反対のご意見ももちろんございませんし、委員の方からは、1万円という報酬が妥当ではないかというようなこともあったと思います。あと、女性団員を増やしていこうという議論があったと思いますし、ぜひ、こういう方向で進めていただけたらなというふうに思います。

最後に全体を通しまして、ご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、改めて、本日いただいたご意見の方向性をまとめさせていただきたい思います。

京丹後市消防団員の報酬の額の改定等に関して、方向性として、機能別団員を導入し、その報酬は1万円ということ、このようなことでよろしかったでしょうか。

委 員 （意義なし）

会 長 ありがとうございます。

それでは、本日皆様方から頂きましたご意見を踏まえ、答申案については事務局に作成をお願いし、後日確認をさせていただくというかたちでよろしいでしょうか。

委 員 （意義なし）

会 長 それでは答申案につきましては、事務局でよろしくお願ひします。

進行を事務局にお返しさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。

それでは、答申案の方につきましては事務局で案を作成させていただいて、また委員の皆様にもご確認をいただきたいというふうに思います。

その後に市長への答申につきましても会長の方から行っていただくということで進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

委 員 （意義なし）

事務局 では、会長お世話になりますけれど、そのときにはよろしくお願ひしたいと思ひます。

市といたしましては京丹後市消防団条例の改正ということで、答申をいただきまして、市長の方から12月の市議会の定例会に改正案を提案をさせていただいて、

議会で認めていただきましたら、提案にありましたように来年の4月から、この新たな機能別団員の報酬が適用されるということになりますのでご承知おきいただければというふうに思います。

それでは以上をもちまして第1回の京丹後市特別職報酬等審議会終了とさせていただきます。

本日は大変お世話になりました。ありがとうございました。